

## 《補足説明》

### 2 給与所得者の基礎控除申告書の記入

◆給与所得者の基礎控除申告書◆

① あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算

(1) 給与所得	8,970,000	6,973,000
(2) 給与所得以外の所得の合計額		
あなたの本年中の合計所得金額の見積額 (1)と(2)の合計額		6,973,000

② 控除額の計算

区	1,950万円以下	1,950万円以下	12万円
甲	1,950万円超 2,400万円以下	1,950万円以下	12万円
乙	2,400万円超 2,650万円以下	2,400万円以下	12万円
丙	2,650万円超 2,800万円以下	2,650万円以下	12万円
丁	2,800万円超 3,500万円以下	2,800万円以下	16万円

基礎控除の額 **480,000** 円

③ 給与所得の計算欄

給与の収入金額	給与所得の金額
1万円以上 550,999円以下	0円
561,000円以上 1,819,999円以下	0円
1,820,000円以上 1,819,999円以下	1,069,000円
1,820,000円以上 1,821,999円以下	1,070,000円
1,822,000円以上 1,823,999円以下	1,072,000円
1,824,000円以上 1,827,999円以下	1,074,000円
1,828,000円以上 1,799,999円以下	1,824,000円
1,800,000円以上 3,599,999円以下	1,800,000円
3,600,000円以上 6,599,999円以下	3,600,000円
6,600,000円以上 8,499,999円以下	6,600,000円
8,500,000円以上	8,500,000円

◆あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算

給与所得については、直近の源泉徴収票や給与支払明細書を参考にして、見積もった令和2年分の給与の収入金額（給与を支払った以上から受けている場合には、その合計額）を「収入金額」欄に記載し、その給与の収入金額を基に右の「給与所得の計算欄」を使用して所得金額を計算します。また、給与所得以外の所得がある場合には、その合計額を記載します。ここで計算する所得には、源泉徴収票により源泉徴収だけで納税の完結するものや、確定申告をしないことを選択した一定の所得は含まれません。詳しくは、この年末調整のしかたの94・95ページ又は国税庁ホームページの「給与所得以外の所得の種類等」をご覧ください。

◆控除額の計算

あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算の表で計算した合計額を基に「特定」欄の該当箇所をチェックを付け、特定結果に対応する控除額を「基礎控除の額」欄に記載します。

◆区分1

配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受けようとする人は、「控除額の計算」の「特定」欄の特定結果に対応する記号「A～C」を記載します。（注）この欄は、配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受けようとする人が記載しますので、それ以外の人は記載不要です。

「《記載例》令和2年分給与所得者の基礎控除申告書兼給与所得者の配偶者控除等申告書兼所得金額調整控除申告書」の「2 給与所得者の基礎控除申告書の記入」に記載している給与所得金額6,973,000円は、次の手順により算出しています（この記載例は、所得金額調整控除の適用がある場合の記載例となります）。

- 給与の収入金額が8,970,000円ですので、「給与所得の計算欄」に当てはめると、  
 $8,970,000 \text{円} - 1,950,000 \text{円} = 7,020,000 \text{円}$  となります。
- 所得金額調整控除額は、「給与所得の計算欄」の下段に記載している注意書きの①の算式に当てはめると、  
 $(8,970,000 \text{円} - 8,500,000 \text{円}) \times 10\% = 47,000 \text{円}$  となります。
- 1で計算した7,020,000円から2で計算した所得金額調整控除額47,000円を差し引いた金額6,973,000円が、記載例の給与所得金額となります。

※ 所得金額調整控除や特定支出控除の適用がない場合は、1で求めた金額が給与所得金額となります。